平成25年度 文部科学白書 (概要)

平成26年6月

文 部 科 学 省

第1部 特集① 2020新たな成長に向けて

オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される2020年を見据え、スポーツ立国の実現、 文化芸術立国の実現、グローバル人材の育成、日本発イノベーションの加速・発信に関する 取組と、幅広い観点からの施策の進捗状況等を記述。

第1節 総論

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として東京が選出される。

大会成功のために、大会開催に向けた環境整備を行うと同時に、 大会運営の成功にとどまらず、このような歴史的に貴重な機会を どのように生かしていくかという視点も重要。

2020年に向けて、被災地の復興や成熟国家としての課題を先頭に立って解決し、東京だけでなく日本全体が元気になるような大会を目指すため、より具体的な取組を幅広い観点から、オールジャパンで実現していくことが必要。

第2節 スポーツ立国の実現に向けて

- ◇ 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の招致活動の軌跡 ☆立候補申請から立候補都市選出(平成23年9月~平成24年5月)
 - ☆国際プロモーション活動の本格化(平成25年1月~平成25年9月)
 - ☆開催都市決定(平成25年9月)
- ◇ 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組
 - ☆大会開催に向けた体制の整備
 - ⇒「オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」を設置。
 - ☆Sport for Tomorrowの実現
 - ⇒2020年までの7年間で、世界で100か国以上、1,000万人以上を対象に、 あらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・ムーブメントを広げていく取組を実施。

「開発途上国を中心として、施設整備等のハード面、体育カリキュラム策定等のソフト面の 両面におけるスポーツとオリンピック・ムーブメントの推進など

- ☆2020年に向けた国際競技力の向上
- ⇒・2020年東京大会で活躍が期待される若い世代の競技者に対し、特別育成・強化を実施。
 - ・メダル獲得が期待できる競技を対象として、多方面から専門的かつ 高度な支援を戦略的・包括的に実施(「マルチサポート事業」)。
- ◇ スポーツの裾野を広げる取組
 - ☆生涯スポーツ・地域スポーツの振興
 - ・日本全体でスポーツに親しめる環境整備, スポーツボランティア活動の 活性化
 - ☆青少年スポーツの振興
 - 指導方法の工夫改善など学校体育や運動部活動の充実



東京開催決定! 出典:TOKYO 2020 / Shugo TAKEMI



マルチサポート事業の一環として 設置したマルチサポート・ハウス (ソチオリンピック)

第3節 文化芸術立国の実現に向けて

◇ オリンピック憲章における文化の位置付け等

オリンピック憲章

「オリンピズムは、人生哲学であり、肉体と意志と知性の資質を高めて融合させた、 均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。<u>スポーツを文化と教育と融合させることで</u>、 オリンピズムが求めるものは、努力のうちに見いだされる喜び、よい手本となる教育的価値、 社会的責任、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重に基づいた生き方の創造である。」

- ⇒2020年に向けて実施する各種取組等を一過性のイベントで終わらせることなく, 2020年以後に, 掛け替えのない日本の遺産として残すことで, 我が国がより一層文化芸術に立脚した国となるよう, 文化力の顕在化, 基盤の計画的な強化を図る。
- ◇ 文化芸術立国中期プランの策定 ⇒2020年までを「文化力の計画的強化期間」と位置付け、平成26年3月に策定・公表。

ポイント

文化の力で.

- ①人をつくる, ②地域を元気にする, ③世界の文化交流のハブとなることを目指すとともに, これらを支える施設・組織, 制度を整備 <施策例>
- ①子供の文化芸術体験の充実, 新進芸術家の海外研修
- ②地域の文化財など、文化資源を生かした地域の情報発信・活性化
- ③国内での芸術フェスティバル開催, 伝統的な工芸, 芸能や生活文化 (衣・食・住)の海外発信



文化財の公開による地域活性化の取組

- ◇ 文化プログラムの実施・支援等に向けた取組と文化芸術立国の創造
 - ⇒観光庁等の関係機関と連携しつつ、日本各地の地域資源を活用しながら、様々な文化イベントを実施。

第4節 グローバル人材の育成

◇ 東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年は、世界の目が日本に向けられる好機 ⇒2020年を大きな節目として、世界規模で活動し、地球規模で物事を考える人材の育成が必要。

グローバルな視点を持った人材育成に向けた取組

- ◇ 初等中等教育段階におけるグローバル人材育成 ☆小・中・高等学校を通じた英語教育強化 (英語教育改革実施計画の推進)
 - ☆スーパーグローバルハイスクールの指定
 - ☆**国際バカロレア**の推進
 - ☆社会総がかりで行う高校生留学促進事業
- ◇ 高等教育段階におけるグローバル人材育成
 ☆グローバル人材育成コミュニティの創設
 ☆大学の国際化とグローバル人材の育成(「スーパーグローバル大学創成支援」等)
- ◇ ESD(持続可能な開発のための教育)の普及・推進
 ☆「国連ESDの10年」の最終年である2014年11月に、
 名古屋市及び岡山市において「ESDに関するユネスコ世界会議」を開催
 ☆国内外のユネスコスクール等におけるESDの普及・推進
- ◇ 留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」の推進

 ☆官民協働の下、各界の著名人に賛同人としての協力を得つつ、
 広報イベントの開催など留学の機運を高める取組を推進





「トビタテ!留学JAPAN」のロゴ&スローガン

第5節 日本発イノベーションの加速・発信

平成26年1月に文部科学大臣が発表した「夢ビジョン2020」における提案を踏まえ 以下の取組を実施

◇ 社会を変革する"夢"のある研究開発の促進

2020年に実現したい夢・シェアしたい価値観

直面する社会的課題への対応

社会を変革する研究開発課題を抽出し、 研究開発を加速していくことが重要

- ⇒科学技術の発展動向に関する専門的見解を得るためのアンケート調査を実施し、結果を基に、2020年頃までに技術的な見通しが立つと予測された科学技術課題について、現在あるいは今後想定される社会課題を念頭にグループ化し、2020年およびその先の社会実装に向けて取組を加速させるべきと考えられる研究開発テーマを抽出。
- ⇒2020年に向け、関係府省や東京都等とも連携しながら、産業界等との意見交換を通じて、 加速すべき研究開発課題や加速方策の検討を進めていく。
- ◇ 日本の科学技術の魅力を世界に発信

世界的に注目を集める2020年は、我が国の科学技術力を世界に積極的に発信していく上での好機

- 「Research in JAPAN」キャンペーン
 - ⇒我が国の先端科学技術の魅力を世界に発信するため、国際的なイベントにおいて、 リーフレットの配布やジャパンブースの出展を行うとともに、 文部科学省ウェブサイトの充実などの取組を実施。
- ・国内のサイエンス・ミュージアムや大学、企業等関係機関から成るネットワーク組織を形成 ⇒これまでにない新しい展示方法の開発を行いながら、日本の最先端科学技術発信のための コンテンツの製作、国内外のミュージアムでの巡回展示、2020年の特別企画展開催など、 より効果的で戦略的な発信を組織連携により実施。
- ・国際科学オリンピックの2020年前後の日本開催に向けた検討を推進

【夢ビジョン2020】

◎2020年を新たな成長に向かう契機の年として位置付け、東京だけでなく日本社会を元気にするための取組を、文部科学省内の中堅・若手職員が中心となって検討を進め、「夢ビジョン2020」として平成26年1月に取りまとめ ⇒「オリンピックの感動に触れる。私が変わる。社会が変わる。」というコンセプトの下、2020年を契機として、日本全体が元気になるための取組を、全国に広げ、実現していく。

特集② 教育再生に向けた取組の加速

第2期教育振興基本計画に基づく取組や、中央教育審議会、教育再生実行会議の審議状況等、第二次安倍内閣の最重要課題の一つとして位置付けられている「教育再生」の実行に向けた取組の進捗状況について記述。

第1節 総論

- ・教育は、人々の多様な個性・能力を開花させ、人生を豊かにするとともに、社会全体の一層の 発展を実現する基盤
- ・「少子化の克服」「格差の改善」「経済成長・雇用の確保」など、我が国が抱える課題を解決し、 成長し続け、安心できる社会を実現するためには、教育の充実が不可欠
- ・学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者や社会人が質の高い教育を受け、能力・可能性を 最大限伸ばすことができる社会の実現が重要

第2期教育振興基本計画(対象期間:平成25~29年度)

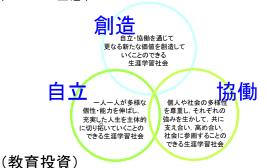
(平成25年6月14日閣議決定)

◆第1部 我が国における今後の教育の全体像

【今後の社会と教育行政の方向性】

⇒ 我が国が直面する危機,第1期計画の評価,東日本大震災からの教訓を踏まえれば, 三つの理念(「自立」、「協働」、「創造」)と四つの方向性に基づき、その理念の実現に向けた 生涯学習社会の構築が必要。

(三つの理念)



(四つの基本的方向性)

- 1 社会を生き抜く力の養成
 - ~多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働~
- 2 未来への飛躍を実現する人材の養成
 - ~変化や新たな価値を主導;*創造し, 社会の各分野を牽引していく人材~
- 3 学びのセーフティネットの構築
 - ~誰もがアクセスできる多様な学習機会を~
- 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
 - ~社会が人を育み、人が社会をつくる好循環~

教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、各成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

◆第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

⇒ 四つの基本的方向性の実現のため、5年間における八つの成果目標とそれを測る成果指標、 成果目標の実現に必要な30の基本施策を提示。

【基本的方向性ごとの進捗状況(例)】 ※計画初年度の平成25年度には、四つの基本的方向性に基づき 「第2期計画」のフォローアップを中央教育審議会で実施

<1. 社会を生き抜く力の養成>

⇒ 国際的な調査における学力は引き続き上昇傾向。 PISA2012においては、数学的リテラシー、読解力、 科学的リテラシーの3分野全ての平均得点が比較可能な 調査回以降、最も高い。

一方, 各国と比較すると, 上位層の割合が小さい分野や, 数学に対する学習意欲が低いなど課題も見受けられる。

<2. 未来への飛躍を実現する人材の養成>

⇒ 日本人の海外留学者数は減少傾向・外国人留学生の 受入数は横ばい。

今後, 官民協働で海外留学を支援する制度の創設等による 日本人の海外留学や優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ などを促進。

<3. 学びのセーフティネットの構築>

⇒ 意欲ある全ての者への学習機会を確保するため、 幼稚園就園奨励費補助の補助対象の拡大、 低所得者支援の充実と公私間格差の是正等の課題に 対応するための高校無償化制度見直し、 大学等奨学金事業・授業料減免の充実等を実施。

<4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成>

⇒「コミュニティ・スクール」「学校支援地域本部」 「放課後子供教室」の設置状況は年々増加しているが、 全学校区における展開に向けて、より一層の取組推進 が必要。

中央教育審議会・教育再生実行会議における審議状況

◎いじめ対策. 道徳教育

教育再生実行会議 第一次提言「いじめの問題等への対応について」(平成25年2月26日)

- ●道徳教育の抜本的改善や新たな枠組みによる教科化の検討
- ●社会総掛かりでいじめに対峙していくための法律の制定
- ●体罰禁止の徹底

など



- ・「いじめ防止対策推進法」の成立
- |・「心のノート」の全面改訂(新名称「私たちの道徳」) 【参照:特集2第2節】

中央教育審議会 諮問「道徳に係る教育課程の改善等について」(平成26年2月17日)

●文部科学省の有識者懇談会の報告を踏まえ、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」(仮称) として制度上位置付けることや,道徳教育の目標,内容等について専門的・具体的に審議中

◎教育委員会制度改革

教育再生実行会議 第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」(平成25年4月15日)

中央教育審議会 答申「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年12月13日)

●地方教育行政の責任体制の明確化

など

 $||\cdot||$

・与党協議の結果を踏まえ,第186回国会に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正案を提出,成立 【参照:特集2第2節】

◎大学教育改革

教育再生実行会議 第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」(平成25年5月28日)

- ●グローバル化に対応した教育環境づくり
- ●イノベーション創出のための教育・研究環境づくり
- ●学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化
- ●社会人の学び直し機能を強化
- ●大学のガバナンス改革

など

中央教育審議会 「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」(平成26年2月12日)

●学長のリーダーシップの確立,教授会の役割の明確化,高度専門職の創設

など

- ・平成26年度予算に反映(海外留学の促進,スーパーグローバル大学創成支援,スーパーグローバルハイスクール等)
- ・第186回国会に「学校教育法」及び「国立大学法人法」の改正案を提出,成立
 - ・小学校3年生からグローバル化に対応した英語教育の実施 「英語教育改革実施計画」の公表 【参照:特集1第4節,特集2第3節】

◎高大接続・大学入試改革

教育再生実行会議 第四次提言「高大接続・大学入学者選抜の在り方について」(平成25年10月31日)

- ●高校教育の質の向上
- ●大学の人材育成機能の強化
- ●大学入学者選抜の改革(多面的・総合的な選抜への転換等)

など

中央教育審議会 諮問「大学入学者選抜の改善をはじめとする 高等学校教育と大学教育の円滑な 接続と連携の強化のための方策について」(平成24年8月28日)

●基礎レベルと発展レベルから成る「達成度テスト(仮称)」の在り方も含む高大接続の改善等について審議中 【参照:特集2第2節】

◎学制改革

※教育再生実行会議において,第五次提言に向け,義務教育の年限や無償教育の期間,学校段階の 区切り,職業教育等の論点を含む学制の在り方について審議中 【参照:特集2第2節】

第2節から第5節までは、第2期教育振興基本計画の四つの基本的方向性に 基づいて、「教育再生」の実行に向けた取組の進捗状況について整理。

第2節「社会を生き抜く力の養成」に向けて

道徳教育の充実

- ◇ 教育再生実行会議の第一次提言も踏まえて開催された「道徳教育の充実に関する懇談会」 の報告を受け、中央教育審議会に諮問
 - ⇒道徳を「特別の教科」として位置付けることをはじめ、 道徳教育の改善・充実に向けて議論。
- ◇ 授業だけでなく家庭・地域でも活用でき、また、児童生徒が自ら 判断し、行動する力を育てることができるよう、「心のノート」を 全面改訂し、新たな教材「私たちの道徳」を作成





いじめ防止対策推進法・いじめ防止基本方針

- ◇ 滋賀県大津市のいじめ問題を背景とした中学生の自殺事案に端を発して、いじめの問題が大きな 社会問題化
- ◇ 教育再生実行会議の第一次提言等において、いじめについての基本的理念や体制を整備する法律 を制定する必要性について言及
 - ⇒これを受けて、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立、9月に施行。
 - ・「いじめ防止基本方針」の国・学校の策定義務, 地方公共団体の策定努力義務
 - 学校におけるいじめ防止等のための組織の設置義務
 - ・地方公共団体に置く「いじめ問題対策連絡協議会」や教育委員会に置く「附属機関」の設置の推進
 - ・学校の設置者又は学校における重大事態発生時,速やかに,適切な方法による事実関係を ∼明確にするための調査の実施など
 - ⇒平成25年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」(国のいじめ防止基本方針)を策定。

教育委員会制度改革

- ◇ 現行の教育委員会制度に対して責任の所在の不明確さなどの課題が指摘される
 - ⇒教育再生実行会議(第二次提言), 中央教育審議会などの検討を経て.

「**地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律案**を第186回国会に 提出、成立。

〈改正法のポイント〉

- ・教育行政の責任体制の明確化(教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長) を置く)
- 総合教育会議の設置,大綱の策定(首長と教育長の連携強化)
- ・国の地方公共団体への関与の見直し など

教科書改革

- ◇ 平成25年11月,今後の教科書改革に向けた総合的な政策パッケージとして,教科書の編集・検定・ 採択の各段階における必要な制度改善を盛り込んだ「教科書改革実行プラン」を発表
 - ⇒平成26年1月、よりバランスの取れた教科書記述となるよう、「教科用図書検定基準」等を改正。
 - ⇒第186回国会に「**義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」**の改正案を提出,成立。
 - 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備
 - 採択地区の設定単位を「市郡」から「市町村」に変更
 - ・採択結果及び理由の公表

大学入学者選抜をはじめとする高大接続の改善

◇ 高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方を一体として捉え、その円滑な接続と連携の下に、高等学校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を進めていくことが必要 ⇒教育再生実行会議の第四次提言等も踏まえ、中央教育審議会高大接続特別部会において審議し、 平成26年夏前までをめどに答申を取りまとめる予定。

学制改革

◇ 子供の発達段階の早期化や知識基盤社会への移行に伴う社会における課題の複雑化・高度化など、教育を取り巻く環境が急速に変化しており、これらに対応できる学制の在り方について検討することが必要 ⇒現在、教育再生実行会議において討議が行われている。

第3節「未来への飛躍を実現する人材の養成」に向けて

大学ガバナンス改革

- ◇ 社会環境の急激な変化等に対応するためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠
- 教育再生実行会議第三次提言においても、①学長が全学的なリーダーシップを取れる体制整備や、②教授会の役割を明確化する等のための「学校教育法」等の改正の検討の必要性などが指摘される
- ⇒教育再生実行会議や中央教育審議会などの議論を踏まえ、「学校教育法」及び「国立大学法人法」の 一部改正法案を第186回国会に提出、成立(①「副学長の学長補佐体制を強化」、②「教授会の審議 事項や学長に最終決定権があることを明確化」、③「学長選考の透明化」など)。

国立大学の改革

- ◇ 社会の期待に応える国立大学改革を確実・迅速に実行するため、今後取り組むべき改革の方針や 方策を示す「国立大学改革プラン」を策定(平成25年11月)
 - ⇒グローバル化、イノベーション創出などの機能強化、人事・給与システム改革、ガバナンス改革など を一体として進めていく。
- ◇ 積極的に改革に取り組む大学に対しては、国立大学法人運営費交付金等において、予算面でも重点支援を実施

グローバル人材の育成

- ◇ 初等中等教育段階におけるグローバル人材育成(スーパーグローバルハイスクールの指定など)
- ◇ 高等教育段階におけるグローバル人材育成(スーパーグローバル大学創成支援など)
- ◇ 留学生交流の推進(**留学促進キャンペーン「トビタテ! 留学JAPAN**」など)

科学技術を担う人材育成

- ◇ 科学技術人材の裾野拡大を図るとともに優れた研究人材の育成を推進するため
- ⇒(・若手研究者の育成・活躍推進(「科学技術人材育成のコンソーシアム」の構築など)
 - ・起業家・イノベーター育成を通じたイノベーション・エコシステム構築
 - 女性研究者の活躍促進
 - 次代を担う人材の育成(グローバルサイエンスキャンパス、スーパーサイエンスハイスクールなど)

第4節「学びのセーフティネットの構築」に向けて

幼児教育の無償化に向けた段階的取組

- ◇「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」において、幼児教育無償化に関する 今後の取組の基本方向を取りまとめ(平成25年6月)
 - ⇒これを踏まえ、平成26年度予算において、幼稚園と保育所の負担の平準化を図る観点から、 生活保護世帯と多子世帯の保護者負担について保育所と同様の軽減措置を実施。

高校授業料無償化制度の見直し

- ◇ 低所得世帯の生徒にとっては依然として授業料などの負担が大きいなどの課題
- ⇒高校授業料無償化制度を見直し、平成26年度以降の入学者から、
- 「①公立高校についても、私立高校等と同様に国が高校生等に対して**就学支援金を支給する仕組みに一本化**
- ②就学支援金の受給資格要件として所得制限の導入
- ⇒所得制限の導入により捻出した財源で、私立高校等に通う生徒等への就学支援金の加算の拡充や、 国公私立を問わず授業料以外の支援として、返済不要の「奨学のための給付金」制度を創設。

【奨学のための給付金の支援内容(年額)】

		支援費目	国公立	私立
生活保護を受給する世帯 (通信制に在学する者を除く。)		修学旅行費等	32,300円	52,600円
生活保護を	第1子の高校生 等がいる世帯	教科書費,教材費, 学用品費,通学用品費等 (学校教育活動に最低限 必要な経費)	37,400円 (27,800円)	38,000円 (28,900円)
受給していない非課税世帯	多子世帯(23歳未満の扶養されている兄・姉のいる世帯)の第2子以降	教科書費, 教材費, 学用品費, 通学用品費, 校外活動費, 生徒会費, P TA会費, 入学用品費等	129,700円 (36,500円)	138,000円 (38,100円)

※()は通信制に通う者への支給額

※金額は標準的な額であり、実際の支給額は都道府県ごとに異なる場合がある。

大学等奨学金事業の充実

- ◇ 家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けることのできる環境を整えるため、 奨学金制度の改善充実が必要
 - ⇒平成26年度予算において、無利子奨学金の新規貸与者を増員するとともに、日本人学生の海外留学のための奨学金制度の充実を図り、また、経済困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数の延長、延滞金賦課率の引下げなど真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置を充実させる。

学校の耐震化・防災機能強化・老朽化対策

- ◇ 学校施設の耐震対策の推進(公立小中学校の耐震化率(平成26年4月1日現在):92.5%)
 - ⇒特に国公立学校について、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化完了を目指す。
- ◇ 防災機能強化の推進
 - ⇒学校施設における非構造部材の耐震対策、避難経路等の設置、自家発電設備の整備等 について国庫補助。
- ◇ 学校施設の老朽化対策の推進
 - ⇒改築よりコストを抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物量も少ない 「長寿命化改修」の実施。

2

「絆づくりと活力あるコミュニティ形成」に向けて 第5節

子供たち、学校を支援する仕組みづくり

地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、学校と地域が連携・協働する体制の構築を 図る。

◇ 放課後子供教室等

- ⇒地域住民等の参画により、放課後や週末等に、 小学校の余裕教室等を活用して、子供たちに学習や 様々な体験・交流活動の機会を提供。 厚生労働省の「放課後児童クラブ」との連携も推進。
- ◇ 学校支援地域本部
 - ⇒地域住民等の参画により、学校の教育活動の継続 的支援を組織的に行う仕組みを作り、様々な学校支 援活動を実施。



土曜日の教育活動の推進

学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら土曜日 の教育環境を豊かなものにしていくため、学校における 土曜授業や地域における多様な学習機会の充実を図る。



「下村文部科学大臣と一緒に学ぼう」 (土曜日学習会)

<土曜日の教育活動推進に向けた具体的方策>

- 1. 学校教育法施行規則の改正(平成25年11月) ⇒設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化。
- 2. 土曜の教育活動推進プラン(平成26年度予算)の着実な実施
 - 「土曜授業推進事業」
 - 「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」
- 3. 土曜学習ボランティア運動の推進
 - ⇒本運動に賛同する企業や団体等の協力 により、応援団を組織。出前授業等の協力を 呼び掛けるとともに、文部科学省職員の ボランティア参画を積極的に促進。



土曜日の教育活動に関するHP http://doyo.mext.go.jp/

第2部

文教・科学技術施策の動向と展開

文教・科学技術施策の年次報告として、主な内容を分野ごとに記述

がでである。 ※平成25年6月に第2期教育振興基本計画が策定されたことを踏まえ、**第2部の本文内容も第2期計画における 位置付けや計画を踏まえた取組についての記述を中心とする**こととした。

特に各節の冒頭には「第2期計画における成果指標・主な取組や課題」欄を設け、各節で扱うテーマについて、 関わりのある成果指標と計画策定後の主な取組や指標の達成状況、課題を記載した。

第1章 教育施策の総合的推進

第1節 第2期教育振興基本計画の策定

第2節 教育施策の総合的推進のための調査研究

第2章 東日本大震災からの復旧・復興の進展

第1節 学びのセーフティネット

第2節 辯づくりと活力あるコミュニティ形成

第3節 震災後の社会を生き抜く力の養成

第4節 創造的復興を実現する人材の育成

第5節 原子力発電所事故への対応

第3章 生涯学習社会の実現

第1節 生涯学習の推進

第2節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

第3節 家庭教育支援の推進と青少年の健やかな成長

第4節 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援

第5節 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

第4章 世界トップレベルの学力と規範意識等の育成を目指す初等中等教育の充実

第1節 学習指導要領が目指す教育の実現

第2節 科学技術系人材を育成するための理数教育の推進

第3節 グローバル人材の育成に向けた教育の充実

第4節 キャリア教育・職業教育の推進

第5節 高校教育改革の推進

第6節 教科書の充実

第7節 いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応

第8節 道徳教育・人権教育の推進

第9節 子供の健康と安全

第10節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

第11節 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

第12節 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

第13節 地方教育行政の在り方と地域と共にある学校づくり

第14節 幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実

第5章 新たな知と価値を創造・発信する高等教育に向けて

第1節 高等教育施策の動向

第2節 高等教育の更なる発展に向けて

第3節 グローバル人材育成と大学の国際化

第4節 専門人材の育成

第5節 学生に対する経済的支援の充実と社会的・職業的自立への支援

第6章 私立学校の振興

第1節 私立学校に対する助成

第2節 私立学校振興方策の充実

第7章 科学技術・学術政策の総合的推進

第1節 科学技術・学術政策の展開

第2節 学術の振興

第3節 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現

第4節 我が国が直面する重要課題への対応

第5節 基礎研究及び人材育成の強化

第6節 社会と共に創り進める政策の展開

第8章 スポーツ立国の実現

第1節「スポーツ基本計画」の推進

第2節 子供のスポーツ機会の充実

第3節 年齢や性別、障害等を問わないライフステージに応じたスポーツ活動の推進

第4節 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

第5節 国際競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備等

第6節 スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上

第7節 スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

第9章 文化芸術立国の実現

第1節 芸術創造活動の推進

第2節 映画・メディア芸術の振興

第3節 子供たちの文化芸術活動と地域における文化芸術の振興

第4節 文化財の保存と活用

第5節 美術館・歴史博物館・劇場等の振興

第6節 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組

第7節 社会の変化に対応した国語施策の推進

第8節 外国人に対する日本語教育施策の推進

第9節 新しい時代に対応した著作権施策の展開

第10節 宗教法人制度と宗務行政

第11節 アイヌ文化の振興

第10章 国際交流・協力の充実

第1節 双方向の留学生交流・国際交流

第2節 科学技術外交の推進

第3節 ユネスコ事業への参加・協力

第11章 情報通信技術の活用の推進

第1節 教育の情報化

第2節 情報通信技術を活用した生涯学習の推進

第3節 我が国の文教・科学技術施策の発信における情報通信技術の活用

第4節 電子政府の推進

第12章 安全で質の高い学校施設の整備

第1節 安全・安心な学校施設の整備

第2節 快適で豊かな施設環境の構築

第3節 未来を拓く教育研究基盤の形成

第13章 防災対策の充実

第1節 防災対策の充実

第14章 行政改革・政策評価等の推進

第1節 行政改革の推進

第2節 政策評価の実施

第3節 独立行政法人の評価